

## 第6章 景観に配慮した公共施設の整備等の考え方

### 1. 施設別景観形成の方針

公共施設は、景観形成において先導的な役割を果たす必要があります。このため、公共施設（道路・橋梁・公園・河川・公共建築物等）の整備及び維持管理等にあたっては、次の方針に基づき、景観に配慮していくものとします。

また、詳細な事項は、公共施設景観形成ガイドラインに基づき、誘導を図るものとします。

#### 道路の景観形成の方針

景観形成の方針
① 周辺の景観に与える影響を抑えるため、地形の改変は最小限とする。
② 擁壁や法面は、周辺の景観に配慮し、圧迫感や違和感を与えないよう努める。
③ 市街地では、歩行者が魅力を感じられるよう工夫する。
④ 道路が良好な視点となる場合は、景観への影響を最小限に抑えるよう、道路構造物、占用工 作物の配置、形態・意匠及び色彩を工夫する。

#### 橋梁等の景観形成の方針

景観形成の方針
① 橋梁、水管橋、送水管の形態・意匠及び色彩は、周辺の景観に配慮し、圧迫感や違和感を与えないように努める。

#### 公園緑地の景観形成の方針

景観形成の方針
① 敷地の周囲は、良好な緑の景観を形成するよう努める。
② 公園から良好な景観が得られる場合は、視点の場を快適な空間として整備に努める。

#### 河川の景観形成の方針

景観形成の方針
① 河川構造物等は、周辺の自然景観と調和する形態・意匠及び色彩とする。
② 河川が良好な視点となる場合は、視点の場を快適な空間として整備し、適切な管理に努める。

#### 公共建築物の景観形成の方針

景観形成の方針
① 景観形成基準（P34～36）を遵守する。

## 2. 公共施設に関する協議等の考え方

良好な景観の形成を図るために、すべての公共施設については景観形成方針、公共施設の方針を遵守するものとします。

また、景観に大きく影響を与える一定規模以上の施設については、協議を行うものとし、届出対象行為に該当する公共施設については、景観法第16条第5項に基づき、通知を行うものとします。

### 協議対象とする公共施設

施設	景観形成方針 (ゾーン・軸・拠点)	公共施設の方針 (施設別)	協議を行う公共施設
道路	すべての施設 について遵守	すべての施設 について遵守	良好な景観や、改善・保全すべき景観のある区間を有する道路
橋梁等			橋長70m以上の橋梁
公園緑地			面積2,500m <sup>2</sup> 以上の公園緑地
河川			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一級河川（県・国）</li> <li>● 準用河川</li> </ul>
公共建築物			届出対象行為に該当する規模の建築物

※景観重要公共施設については、規模に関わらず協議対象とします。

## 3. 景観重要公共施設の整備等に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ・ハ）

景観重要公共施設は、景観形成上重要な公共施設を位置づけ、整備や占用許可の基準を定めて誘導することによって良好な景観の形成を図ろうとするものです。

本市では、道路、都市公園、河川等の公共施設のうち、今後、良好な景観の形成に大きく寄与することが期待できる施設について、景観重要公共施設として定めるものとします。

本計画で定める景観重要公共施設及び整備に関する事項は、以下のとおりとします。

景観重要公共施設	整備に関する事項
都市計画道路3・4・18号 JR成田駅前線のうち、駅前広場（面積約6,800m <sup>2</sup> ）	交通結節点としての広場機能の強化に加え、成田市の玄関口として、成田山新勝寺表参道へのつながりを意識し、おもてなしの心に富んだ表情づくりを行い、うるおいのある都市景観を創出するものとします。
成田山新勝寺表参道（市道並木町土屋線、上町寺台線、浅間門前線、新葉石門前線の各一部：延長約1,100m）	多くの観光客が訪れる成田山新勝寺の表参道として、おもてなしの心を大切にした歩行空間の創出と景観に配慮した舗装による魅力的な表情づくりに努めるとともに、地域との連携を図り、歴史や文化を感じさせる門前の街並み景観を創出するものとします。